

国内在住外国人等インフルエンサーを活用した欧米豪市場向け情報発信業務 委託仕様書

1 業務の名称

国内在住外国人等インフルエンサーを活用した欧米豪市場向け情報発信業務

2 業務目的

訪日旅行に関心のある欧米豪市場をターゲットに、国内在住の外国人等インフルエンサーによる情報発信等を行うことにより、本県の認知度向上及び誘客拡大を図る。

3 業務の履行期限

令和8年3月20日（金）

4 ターゲット

欧米豪市場（英語圏）とする。

特に、直行便市場（韓国、中国、香港及び台湾）に次いで、本県への旅行者数が多く、また、旅行消費額も高い米国からの誘客に重点的に取り組む。

5 業務内容

(1) インフルエンサーの選定・招請

- ・ 欧米豪市場の訪日旅行に関心のある層への影響力がある国内在住の外国人等インフルエンサーを2人以上招請し、各参加者のツアー実施を支援すること。
- ・ 参加者の募集・選定について効果的な手法を提案すること。
- ・ 起用するインフルエンサーを具体的に示し（複数の方を候補として示すことは可とする）、その選定意図を明示すること。
- ・ 選定したインフルエンサーの起用による効果を測定するための情報（プロフィール、情報発信に活用する媒体に係るフォロワー数、月間PV数、過去の配信内容、措定リーチ数等）を提示すること。
- ・ 招請に係る全ての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳、旅行保険、航空券を含む移動手段等）は参加者自身で行い、手続きに際し利用したOTAや観光案内所などの有益な情報を発信内容に盛り込むこと。
- ・ 参加者は、自身の有するメディア（SNSや動画サイト）を通じて効果的な情報発信を行うこと。
- ・ 参加者が行う情報発信の回数は1メディアにつき1回以上とすること。

(2) ツアーの企画

- ・ 欧米豪の特徴を踏まえ、本県の観光PR動画及び多言語版観光ウェブサイト「かごしまの旅」で取り上げている観光素材を中心に、本県の魅力を深掘りした1泊2日のツアーを企画すること。
- ・ ツアーには、鹿児島県産和牛（KAGOSHIMA WAGYU）の食事を1回、伝統工芸や文化等の体験を1回、ナイトタイムエコノミーの推進に資する体験を1回以上組み込み、ターゲット層が鹿児島県を訪問したくなるような魅力的な内容とすること。
- ・ 訪日外国人観光客が多い首都圏や関西圏から航空機を利用して来県し、県内の移動にあたっては、原則として路面電車、バス、船など本県独自の交通機関を利用すること。ただし、レンタカーやタクシーを利用しても差し支えない。
- ・ ツアー実施にあたっては、鹿児島県多言語コールセンターや観光案内所などを適宜活用し、旅行中の困りごとへの対処法を発信内容に盛り込むこと。
- ・ ツアーの企画にあたっては、招請するインフルエンサーの意向も反映し、鹿児島県と十分に協議しながら進めること。
- ・ ツアー催行時期は、欧米豪市場の訪日シーズンに合わせること。

(3) ツアーの実施及び情報発信等の管理

- ・ ツアー実施中に各体験スポットや宿泊施設等について、参加者が発信した投稿内容を随時確認し、鹿児島県の魅力を訴求する内容となっているかチェックを行うこと。
- ・ 情報配信にあたっては、本県の観光サイトへの誘導を適宜行うこと。
- ・ 投稿内容に不備がある場合は、参加者に連絡し内容の修正を依頼すること。

(4) 効果測定及び報告

- ・ 各参加者に対して、ツアーの様子が確認できる報告書を提出させること。
- ・ ツアー実施後、各参加者から県内旅行に関する意見を聞き取り、外国人観光客目線からの課題発見及び分析を行うこと。
- ・ ツアー実施後、各参加者の情報発信に対して寄せられた視聴者からのコメントなどを集計し、訪日旅行に関心のある外国人目線での課題発見及び分析を行うこと。
- ・ 分析した結果は、後述する実績報告書により報告すること。

6 実績報告

- (1) 業務終了後、実績報告書及び委託業務終了届を速やかに作成し、提出すること。
- (2) 実績報告書には下記の内容を盛り込むこと。

- ・ 実施概要，実施結果及び効果（実施により得られた本県への送客効果）
 - ・ 本県の観光サイト等への誘導実績（可能な限り測定すること）
 - ・ 参加者や視聴者等からの意見をもとに分析した本県のインバウンド誘客に係る課題
- (3) 実績報告は，画像や図表，数値データを用いて，できる限り分かりやすく行うこと。

7 その他の留意事項

- (1) 本業務においては，著作権の取扱に十分注意し，受託者又は参加者において，訪問及び情報発信等に必要な撮影許可等をとること。
- (2) 本業務の成果品に関する著作権は，委託者に帰属する。また，本業務の実施により生じた全ての著作物の利用及び再編集は，委託者において自由に行うことができるものとする。
- (3) 参加者による情報発信は，契約期間の終了後もやむを得ない理由がない限り，内容を改変し，または公開を取りやめることがないよう，受託者は各参加者と係る条件を付した契約を締結するなど，必要な措置を講ずること。
- (4) 本業務に必要な一切の経費は，委託料に含むものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は，委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (6) 受託者は，本業務の執行にあたって，関係法令を遵守するとともに，業務上知り得た情報は，開示，漏えい，又は本事業以外の用途に使用しないこと。これらは，本契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。
- (7) 業務の進捗状況や経過について，委託者に定期的に報告するものとする。